

2 河川流域で流域治水対策推進協議会を設立

激甚・頻発化する水災害に備えて

近年、毎年のように水災害が頻発しており、治水対策を上回る速度で気候変動の影響が顕在化しています。「施設の能力には限界があり、防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で水災害に備えることが必要です。

そのため、今年の台風第 15 号等により大きな被害が発生した一雲済川流域及び敷地川流域に県と市が連携して流域治水対策推進協議会を設置し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進します。

1 各流域治水協議会のスケジュール

①（仮称）一雲済川流域治水対策推進協議会

2023 年 10 月下旬設立予定

2024 年 3 月下旬（目標）水災害対策プラン策定・公表

②（仮称）敷地川流域治水対策推進協議会

2023 年 11 月中旬設立予定

2024 年 3 月下旬（目標）水災害対策プラン策定・公表

【水災害対策プランとは】

過去の降雨実績などに基づくプランではなく、気候変動による将来予測を考慮した降雨に対して策定するものです。河川や流域のハード対策と、避難対策などのソフト対策を組み合わせた長期的な減災対策の方向性を見据えた上で、近年の洪水被害に対して、浸水被害軽減に効果的な概ね 5～10 年間で実施する短期対策を抽出し、プランとして取りまとめます。

2 「流域治水」を取り入れた水災害対策への転換

水災害対策プランでは、これまでの河川改修などのハード整備の加速化に加え、河川流域のあらゆる関係者が協働して、流域全体で行う治水対策「流域治水」に転換します。

【水災害対策の 3 つの柱】

- 氾濫をできるだけ防ぐ : 河川整備による流下能力の向上、雨水貯留
- 被害対象を減少させる : 低リスクエリアへ誘導・住まい方の工夫
- 被害の軽減、早期復旧復興 : 避難体制の強化、土地のリスク情報の充実